

(端裏書)

「大九右衛門様 末彦右衛門

貴下急内用分

内田分ハ私宅ニて取計置申候」

尚々下町後藤其外別触振り合左之通りニ

決定いたし候様承り候間一寸御沙汰可申候、以上

さし急キ御法御免可被下候

拵先刻遠与方より廻状

相届キ可申哉と奉察候

御発駕弥□廿七日

右ニ付献上物并ニ御役人様

方へ御差出候之品物

引替ニシテ今日中ニ

御役所へ迄差出し置

可申旨被仰諭候ニ付

別触振り合先年之

御控相分り不申哉と

奉察候ニ付左ニ申上候間

即刻御会所へまで

御包御廻可被成候

右得其意申上度

早々申留候

以上

六月廿四日

覚

切ノシ

獻上

鰹節一連

此引替札八匁

大谷九右衛門

鰯三尾

此引かへ札四匁

牛尾九郎右衛門様ハ

寺嶋甚平様へ  
高坂義蔵様へ

御三人様へ右之通鮓三尾ツ、  
引替中四匁ツ、夫々  
御封被成書付如此候

尚々先達而役所二而  
□□□候獻上鮓二連  
代拾六匁是又早々  
御廻し可被成候、以上